

秋田県立大学図書館資料の学外機関への貸出しに関する取扱要領

平成 1 8 年 4 月 1 日

図書・情報センター長決定

改正 平成 1 8 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、秋田県立大学図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、秋田県立大学図書・情報センターにおける図書館資料の学外機関への貸出し（以下「貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第 2 条 貸出しは、次の各号に掲げる機関に対して行う。

- (1) 大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館並びに学校図書館法（昭和 2 8 年法律第 1 8 5 号）第 2 条に規定する学校図書館
- (2) 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 国公立及び独立行政法人の試験、研究及び調査等を行う機関
- (4) その他図書・情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた機関

(貸出しの期間及び冊数等)

第 3 条 一の機関に対する貸出しの期間及びその冊数は、次のとおりとする。ただし、センター長が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

- (1) 期間 搬送等に要する期間を含めて 1 箇月以内
- (2) 冊数 5 冊以内

2 貸出しをする図書館資料は、逐次刊行物以外のものとする。

(貸出しの手続)

第 4 条 貸出しを受けようとする機関は、あらかじめ別記様式による申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、NACISIS-IILLシステム経由で申込があったものについては、システムより出力する受付票をもって代えることが出来る。

(図書館資料の搬送)

第 5 条 図書館資料の搬送は、原則として書留郵便で行うものとする。

(経費の負担)

第6条 図書館資料の搬送に要する経費は、往復とも貸出しを受ける機関が負担しなければならない。

(弁償責任)

第7条 貸出しを受けた図書館資料を損傷し、又は紛失したときは、センター長の指示に従い、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、貸出しに関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月1日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。